

官報

平成十一年七月二十三日

○第百四十五回 参議院會議録第三十八号

平成十一年七月二十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十八号

平成十一年七月二十三日

午前十時開議

- 第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長松谷一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成十一年七月二十三日 参議院會議録第三十八号

(松谷一郎君登壇、拍手)

○松谷一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、効果的かつ効率的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取した後、本案立法の経緯と背景、PFI事業に対する評価、民間事業者に対する支援の是非、第三セクター方式とPFIの違い等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百七

反対

二十三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(勝木健司君登壇、拍手)

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管するため、農林漁業金融公庫の業務に、食品の製造、加工または流通に必要な施設の設置等に必要資金の貸し付けを追加しようとするものであります。

委員会におきましては、食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管する意義、農林漁業金融公庫の果たす役割、農林漁業金融をめぐる今後の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百三十

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 (いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、これは、平成十二年四月から支部防衛施設庁図書館を支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館、これの再編成を行うとするものであります。

次に、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、新たな再任用制度の導入、懲戒制度の整備、これに関して、国家公務員法等の改正に伴い、国会職員につきましても同様の措置を講ずるための規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十三
二百三十
〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
弘友 和夫君 魚住 裕一郎君
鶴保 庸介君 世耕 弘成君
岩本 莊太郎君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 入澤 肇君
岩瀬 良三君 木村 仁君
山崎 力君 山本 保君
沢 たまき君 大森 礼子君
阿曾田 清君 亀井 郁夫君
水野 誠一君 加藤 修一君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 高橋 令則君
月原 茂昭君 奥村 展三君
菅川 健二君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 松岡 満壽男君
堂本 暁子君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭 健太郎君
森本 晃司君 田村 秀昭君
泉 信也君 椎名 素夫君
浜田 卓二郎君 統 訓弘君
浜四津 敏子君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 渡辺 秀央君
星野 朋市君 扇 千景君

脇 雅史君 山下 善彦君
北岡 秀二君 武見 敬三君
中島 眞人君 岸 宏一君
久野 恒一君 佐藤 昭昭君
斎藤 滋宣君 中川 義雄君
佐々木 知子君 加納 時男君
岩城 光英君 阿南 一成君
市川 一朗君 岩永 浩美君
鈴木 政二君 国井 正幸君
田浦 直君 田村 公平君
常田 享詳君 山本 一太郎君
長峯 基君 岩井 國臣君
上野 公成君 末広 まきこ君
釜本 邦茂君 景山 俊太郎君
海老原 義彦君 依田 智治君
溝手 顕正君 佐藤 泰三君
西田 吉宏君 鎌田 要人君
須藤 良太郎君 田中 直紀君
若林 正俊君 成瀬 守重君
石渡 清元君 岡野 裕君
上杉 光弘君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 尾辻 秀久君
吉川 芳男君 坂野 重信君
中曾根 弘文君 青木 幹雄君
龜谷 博昭君 保坂 三蔵君
小山 孝雄君 阿部 正俊君
谷川 秀善君 仲道 俊哉君
日出 英輔君 森下 博之君
森山 裕君 山内 俊夫君
三浦 一水君 水島 裕君
大野 つや子君 中原 爽君
平田 耕一君 林 芳正君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
橋本 聖子君 長谷川 道郎君
馳 浩君 畑 恵君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君

吉村 剛太郎君 山崎 正昭君
矢野 哲朗君 服部 三男雄君
片山 虎之助君 鴻池 祥肇君
松谷 蒼一郎君 清水 嘉子君
狩野 安君 河本 英典君
野間 起君 南野 知恵子君
岩崎 純三君 村上 正邦君
石井 道子君 竹山 裕君
野沢 太三君 久世 公亮君
鹿熊 安正君 中村 敦夫君
木保 佳文君 浅尾 慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮 山洋子君
小川 敏夫君 藤井 俊男君
高嶋 良充君 本田 良一君
齋藤 勁君 平田 健二君
朝日 俊弘君 和田 洋子君
前川 忠夫君 伊藤 基隆君
小山 峰男君 小林 元君
石田 美栄君 直嶋 正行君
峰崎 直樹君 江本 孟紀君
堀 利和君 今井 澄君
長谷川 清君 川橋 幸子君
佐藤 泰介君 興石 東君
寺崎 昭久君 今泉 昭君
薬科 満治君 岡崎 トミ子君
笹野 貞子君 松田 岩夫君
山下 八洲夫君 江田 五月君
千葉 景子君 北澤 俊美君
角田 義一君 足立 良平君
本岡 昭次君 西川 きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 海野 徹君
畑野 君枝君 小泉 親司君
大脇 雅子君 石井 一二君
八田 ひろ子君 富樫 練三君
日下部 徳代子君 谷本 嶺君

上杉 光弘君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

木村 仁君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

久保 巨君 本田 良一君 笠井 亮君
須藤美也子君
文教・科学委員 補欠

井上 裕君 阿南 一成君
亀井 郁夫君 有馬 朗人君
国民福祉委員 補欠

有馬 朗人君 久野 恒一君
農林水産委員 補欠

伊藤 基隆君 久保 巨君
伊藤 亮君 須藤美也子君
経済・産業委員 補欠

陳内 孝雄君 山本 一太君
国会法第四十二
条第一項ただし
書の規定によるもの

交通・情報通信委員 補欠

本田 良一君 伊藤 基隆君
国土・環境委員 補欠

上野 公成君 森山 裕君
行政監視委員 補欠

木村 仁君 上杉 光弘君
地方行政・警察委員会 補欠

釜本 邦茂君 (岡利定君の補欠)
農林水産委員会
理事 須藤美也子君 (須藤美也子君の補欠)
経済・産業委員会
理事 梶原 敬義君 (梶原敬義君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
国旗及び国歌に関する法律案(閣法第一一五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案
肥料取締法の一部を改正する法律案
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆第一二二号)審査報告書
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
肥料取締法の一部を改正する法律
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二二号)審査報告書

要領書
一、委員会の決定の理由
本法は、効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費としては、平年度約十億円の見込みである。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、PFIに対する国民の理解を深め、また、民間事業者による発案や創意工夫を促すため、PFIの仕組みや理念等についてインターネット等多様な媒体を利用した情報提供に努めるとともに、民間事業者や出資者等による事業参加や投資の判断のため、具体的な事業の内容や官民の役割・責任・リスクの分担、安全性の確保等民間事業者が遵守すべき事項等について十分な情報開示に努めること。

二、特定事業の選定に当たっては、その費用や便益について通常の事業方式とPFI方式の比較を行うこと等を通じ、資金の効率的利用を実現するよう基本方針に定めること。また、客観的な比較を行うため、通常の事業方式とPFI方式の比較に関するガイドラインを策定するとともに、よりの確な評価方法の開発に努めること。

三、PFI事業の効率性を確認し、問題点の分析及び改善を行うため、事業実施後において事業の経済性、効率性、有効性等に関する評価を実施し、公表すること。

四、PFIが複雑な契約手続を要することに鑑み、PFI契約に関するガイドラインやマニュアル等を策定すること。また、地方公共団体によるPFIの導入を支援するため、情報提供、研修及び相談窓口等の体制整備に努めること。

五、民間資金等活用事業推進委員会の委員の任命に当たっては、民間主導の考えの下、民間人(公務員としての長期の経歴を有する者を除く)又は学者を中心として選出すること。

六、PFI事業により整備される公共施設等について、その公共性と整備促進の必要性を踏まえた上で、税制上の措置が講じられるよう特段に配慮すること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十一年六月十日
衆議院議長 伊藤 宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。
一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
二 庁舎、宿舍等の公用施設

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。
一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
二 庁舎、宿舍等の公用施設

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。
一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
二 庁舎、宿舍等の公用施設

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。
一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
二 庁舎、宿舍等の公用施設

三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)、観光施設及び研究施設

五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。)

4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点等を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもって

これに要する費用を支持することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るもの)を定めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他の特定事業の選定に関する基本的な事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

二 民間事業者の選定については、公開の競争

により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うおとときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

八 その他特定事業の実施に関し必要な事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

(地方公共団体の議会の議決)

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(国の債務負担)

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

(国有財産の無償使用等)

第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

(資金の確保等及び地方債についての配慮)

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実

施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

(土地の取得等についての配慮)

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

(支援等)

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

(規制緩和)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ

効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をすることともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。

この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ二」及び「第二百八十六条ノ三」とあるのは、「第二百八十六条ノ二」及び「第二百八十六条ノ三並ニ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 総理府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとつた措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の組織)

第二十二条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。(政令への委任)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分

な發揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は第三号を」と、第三号又は第四号に改め、「緑化施設」を削り、同項に次の一号を加える。

四 緑化施設
第十七条第一号中並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設を削る。

（日本開発銀行法の一部改正）
第五条 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

21 日本開発銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十八条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

22 国は、前項の規定により日本開発銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

貸付けをすることができ。

（北海道東北開発公庫法の一部改正）
第六条 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

12 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）
第七条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対して、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）
第八条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項第一号若しくは第四号」を「第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「が第一項各号」の下に、「第二項各号」を、「場合によっては」の下に、「第四項第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則第十四条第三項第一号」とを加え、「その他の業務」とあるのは、「附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、その他の業務」を「第四条第一項第一号に掲げる業務に係る経理と」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理と」と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、同条第一項各号に掲げる業務に係る経理と、同条第一項第一号及び附則第十四条第三項第一号に、「及び附則第十四条第二項各号及び第三項第一号」を、「及び第二項各号」を、第二項各号及び第三項各号に、「並びに第二項第一号、第三号、第三号及び第四号」を、「第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」に、「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第四条第一項各号に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務並びに第一項各号

及び前項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第四項の選定事業者のうち次号から第四号までに規定するものを施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てるための長期かつ低利又は無利子の資金の融通を行うこと。

二 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するものうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三 土地区画整理法による土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第二号に規定する公共の用に供する施設

一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条とあるのは、(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条に改める。
(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定のうち同項第一号の二十七中「第十條」を「第十條第一項」に改める。
(日本政策投資銀行法の一部改正)
第十七條 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第六十五條」を「第六十六條」に改める。
附則第十六條に次の二項を加える。

4 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く)に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ、

附則第四十八條中「(昭和六十二年法律第六十二号)」を削る。

附則第六十五條を附則第六十六條とし、附則第五十五條から第六十四條までを一条ずつ繰り下げ、附則第五十四條の次に次の一条を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)
第五十五條 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

審査報告書
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十一年七月二十二日
財政・金融委員長 勝木 健司
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管するため、農林漁業金融公庫の業務に、食品の製造、加工又は流通に必要な施設の設置等に必要資金の貸付けを追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。
平成十一年五月七日
衆議院議長 伊藤 一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

3 農林漁業金融公庫は、前二項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

第十八條第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条第四項中「第一項に規定する業務の外」を「第一条第二項に掲げる目的を達成するため」に、「貸付を貸付け」に改める。

第十八條の二及び第十八條の三を次のように改める。

第十八條の二 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金の貸付けの業務を行う。

一 農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集約的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認められることを相当とするもの(以下「付設集約売場」という。を含む)を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売

業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう)を行う者(以下「仲卸業者」という。又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人であつて当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者の卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの、当該卸売市場(付設集約売場を含む)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であつて農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要な資金

二 農林漁業金融公庫のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林漁業水産物」という)を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であつて、当該事業により特定農林漁業水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原料用の新品種に属する特定農林漁業水産物が使用され、当該特定農林漁業水産物の消費が拡大され、当該特定農林漁業水産物の製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

三 指定地域内において生産される農林漁業水産物(以下「指定地域農林漁業水産物」という)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林漁業水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という)が行われることにより、指定地域農林漁業水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営

む者 当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うのに必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

四 食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行つたもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要な資金であつて、主務大臣の指定するもの(前三号に定めるものを除く。)

2 前項第三号の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。

3 第一項第四号の「食品」とは、飲食物品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

4 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還

期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第十八条の三 公庫は、第十八条第一項、第四項及び第五項並びに前条第一項に規定する業務のほか、同条第二項に規定する指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者に對し、当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第十八条の四を削る。

第三十六条第三号中「第十八条の四まで及び附則第二十三項を第十八条の三まで」に改める。

附則第二十三項中「公庫は」を「公庫が」に、「を」を「を」に、「長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる」を「資金で第十八条の二第一項第四号に定めるもののうち主務大臣の指定するものの貸付けを行う場合における貸付金の利率及び償還期限は、同条第四項の規定にかかわらず、それぞれ年八分五厘以内及び二十年以内で公庫が定める」に改める。

二 第十八条の二第二項に規定する資金

(一) 第十八条の二第二項第一号に定める資金

(二) 第十八条の二第二項第二号及び第三号に定める資金

(三) 第十八条の二第二項第四号に定める資金

年八分五厘	二十五年	五年
年八分五厘	十五年	三年
年九分五厘	十五年	三年

別表第一の第四号を削る。

附則

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項を並びに第十八条の三第一項に改め、第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第六条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項を並びに第十八条の三第一項に改め、第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第三条 前条の規定による改正前の水産加工業施設改良資金融通臨時措置法第四項及び第五項の規定により同法第四項に規定する日以前に行われた貸付けについては、なお従前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「第三十條第二項第一号及び第三十八條第三号」を及び第三十條第二項第一号に改め、「同法第三十八條第三号中「附則第二十三項」とあるのは、附則第二十三項並び

に暫定措置法第五条第一項から第三項まで」とを削る。

(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第六条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項を並びに第十八条の三第一項に改め、第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第三条 前条の規定による改正前の水産加工業施設改良資金融通臨時措置法第四項及び第五項の規定により同法第四項に規定する日以前に行われた貸付けについては、なお従前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「第三十條第二項第一号及び第三十八條第三号」を及び第三十條第二項第一号に改め、「同法第三十八條第三号中「附則第二十三項」とあるのは、附則第二十三項並び

に暫定措置法第五条第一項から第三項まで」とを削る。

(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第六条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項を並びに第十八条の三第一項に改め、第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第三条 前条の規定による改正前の水産加工業施設改良資金融通臨時措置法第四項及び第五項の規定により同法第四項に規定する日以前に行われた貸付けについては、なお従前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「第三十條第二項第一号及び第三十八條第三号」を及び第三十條第二項第一号に改め、「同法第三十八條第三号中「附則第二十三項」とあるのは、附則第二十三項並び

に暫定措置法第五条第一項から第三項まで」とを削る。

(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第六条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を並びに第十八条の三第一項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十八条の第三項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」並びに第十八条の第三項に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三までに」、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十三条の十四第六項中「第十八条の二第一項の下に(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十一年七月二十三日
議長 運営委員長 岡野 裕
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統

合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十一年七月十五日
衆議院議長 伊藤 宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第一条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第一条の表国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の項を削る。

第二条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条の表を次のように改める。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府

国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	総務省
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部郵政事業庁図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

附則

1 この法律中第一条及び次項の規定は平成十二年四月一日から、第二条の規定は内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館」を削る。

審査報告書

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年七月二十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢社会に対応するため、国会職員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、その育児休業に係る部分休業に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年七月十五日

衆議院議長 伊藤 宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四 各本部長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日より前に退職した者のうち勤続期間等を考慮

してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができ、ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本部長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができ、

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

第十五条の五 各本部長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものとなる国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。に採用することができる。

前項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十六条中「掌る」を「つかさどる」に、「条件付を条件付」に改め、「非常勤の職員」の下に「(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)」を加える。

第二十八条中「掌る」を「つかさどる」に、「左の事由があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。

国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものに使用される者(以下「国会職員以外の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下「先の退職」という。))、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る。))は、懲戒の処分を受ける。

国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。))のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によ

りかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二条 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「要しない国会職員」の下に「(国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国会職員法第二十八條の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。及び附則第四条第一項の規定については、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会職員に係る任用(任期の更新を除く。及び退職手当てについては、なお従前の例による。

(任期の末日に関する特例)

第三条 次の表の上欄に掲げる期間における第一条の規定による改正後の国会職員法(以下「新国会職員法」という。第十五条の四第三項(新国会職員法第十五条の五第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新国会職員法第十五条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

(懲戒処分に関する経過措置)

第四条 新国会職員法第二十八條第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条ただし書に規定する日以後である国会職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある国会職員については、当該先の退職の前の国会職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国会職員法第二十八條第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である国会職員について適用する。この場合において、附則第一条ただし書に規定する日以前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある国会職員については、同日前のこれらの退職の前の国会職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となった日までの引き続く国会職員としての在職期間には含まれないものとする。

投票者氏名

日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 二〇七名

- 阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君

- 岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 田中 直紀君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享詳君 中川 義雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 赴君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君

- 馳 浩君 服部三男雄君
服部三男雄君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 松村 龍二君
水島 裕君 村上 正邦君
森山 裕君 山内 俊夫君
山下 善彦君 依田 智治君
吉村剛太郎君 脇 雅史君
浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君
今井 澄君 海野 徹君
江本 孟紀君 岡崎トミ子君
川橋 幸子君 北澤 俊美君
小林 元君 小山 峰男君
佐藤 泰介君 齋藤 勤君
笹野 貞子君 竹村 泰子君
角田 義一君 内藤 正光君
長谷川 清君 広中和歌子君
藤井 俊男君 本田 良一君
松田 岩夫君 峰崎 直樹君
渡瀬 進君 和田 洋子君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君

- 海野 義孝君 加藤 修一君
木庭健太郎君 白浜 一良君
但馬 久美君 鶴岡 洋君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
益田 洋介君 森本 晃司君
山本 保君 大瀨 絹子君
梶原 敬義君 清水 澄子君
田 英夫君 淵上 貞雄君
山本 正和君 泉 信也君
扇 千景君 高橋 令則君
鶴保 庸介君 平野 貞夫君
渡辺 秀央君 奥村 健二君
菅川 健二君 松岡満壽男君
山崎 力君 西川きよし君
中村 敦夫君
- 井上 美代君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 笠井 亮君
小泉 親司君 立木 洋君
西山登紀子君

反対者氏名

二三名

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二〇名

橋本 敦君	畑野 君枝君	武見 敬三君	谷川 秀善君	廣中和歌子君	福山 哲郎君	田村 秀昭君	高橋 令則君
八田ひろ子君	林 紀子君	常田 享詳君	中川 義雄君	藤井 俊男君	堀 利和君	月原 茂晴君	鶴保 庸介君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君	中島 眞人君	中曾根弘文君	本田 良一君	前川 忠夫君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
山下 芳生君	吉岡 吉典君	中原 爽君	仲道 俊哉君	松田 岩夫君	円より子君	星野 明市君	渡辺 秀央君
吉川 春子君		長峯 基君	成瀬 守重君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	岩本 莊太君	奥村 展三君
		西田 吉宏君	野沢 太三君	築瀬 進君	山下八洲夫君	椎名 素夫君	菅川 健二君
		野間 越君	南野知恵子君	和田 洋子君	葉科 満治君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
		長谷川道郎君	橋本 聖子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	水野 誠一君	山崎 力君
		馳 浩君	畑 恵君	海野 義孝君	大森 礼子君	石井 一二君	西川きよし君
		服部三男雄君	林 芳正君	加藤 修一君	風間 昶君	菅野 久光君	中村 敦夫君
		日出 英輔君	平田 耕一君	木庭健太郎君	沢たまき君		
		保坂 三蔵君	松谷倉一郎君	白浜 一良君	高野 博師君		
		松村 龍二君	三浦 一水君	但馬 久美君	続 訓弘君		
		水島 裕君	溝手 顕正君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
		村上 正邦君	森下 博之君	浜四津敏子君	日笠 勝之君		
		森山 裕君	矢野 哲朗君	弘友 和夫君	福本 潤一君		
		山内 俊夫君	山崎 正昭君	益田 洋介君	松 あきら君		
		山下 善彦君	山本 一太君	森本 晃司君	山下 栄一君		
		依田 智治君	吉川 芳男君	山本 保君	渡辺 孝男君		
		岡野 裕君	若林 正俊君	阿部 幸代君	井上 美代君		
		加納 時男君	足立 良平君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
		鹿熊 安正君	朝日 俊弘君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		
		片山虎之助君	石田 美栄君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
		釜本 邦茂君	今泉 昭君	小池 晃君	小泉 親司君		
		亀井 郁夫君	江田 五月君	須藤美也子君	立木 洋君		
		河本 英典君	小川 敏夫君	富樫 練三君	西山登紀子君		
		岸 宏一君	勝木 健司君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
		久世 公堯君	木俣 佳丈君	八田ひろ子君	林 紀子君		
		国井 正幸君	郡司 彰君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
		鴻池 祥肇君	小宮山洋子君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
		佐藤 昭郎君	奥石 東君	吉川 春子君	大淵 絹子君		
		斉藤 滋宣君	佐藤 雄平君	大淵 雅子君	梶原 敬義君		
		清水嘉与子君	櫻井 充君	日下部徳代子君	清水 澄子君		
		須藤良太郎君	高嶋 良充君	谷本 勲君	田 英夫君		
		鈴木 政二君	千葉 景子君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君		
		世耕 弘成君	寺崎 昭久君	三重野栄子君	山本 正和君		
		田中 直紀君	内藤 正光君	阿曾田 清君	泉 信也君		
		竹山 裕君	長谷川 清君	入澤 肇君	扇 千景君		

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

反対者氏名

〇名

阿南 一成君	阿部 正俊君	田村 秀昭君	高橋 令則君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	月原 茂晴君	鶴保 庸介君
井上 吉夫君	石井 道子君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
石渡 清元君	市川 一朗君	星野 明市君	渡辺 秀央君
岩井 國臣君	岩城 光英君	岩本 莊太君	奥村 展三君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君	椎名 素夫君	菅川 健二君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
上野 公成君	海老原義彦君	水野 誠一君	山崎 力君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	石井 一二君	西川きよし君
大野つや子君	太田 豊秋君	菅野 久光君	中村 敦夫君
岡 利定君	岡野 裕君		
加藤 紀文君	加納 時男君		
狩野 安君	鹿熊 安正君		
景山俊太郎君	片山虎之助君		
金田 勝年君	釜本 邦茂君		
鎌田 要人君	亀井 郁夫君		
亀谷 博昭君	河本 英典君		
木村 仁君	岸 宏一君		
北岡 秀二君	久世 公堯君		

久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥璧君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉与子君
塩崎 恭久君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君

北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勲君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松田 岩夫君	円より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	山下八洲夫君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君

反対者氏名

筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 綱子君
大脇 雅子君	堀原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	田 英夫君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	皆川 健二君
堂本 暁子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	山崎 力君
石井 一二君	西川きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君

○名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一〇円 二五円